

妊婦健康診査費用補助制度を さらに使いやすく！



横浜市では、妊婦の方々が安心・安全な出産のために妊婦健康診査を定期的に受診できるように、20年度は4,700円の補助券を5枚交付していましたが、21年度から4,700円の補助券を12枚、12,000円の補助券を2枚に拡大したところです。

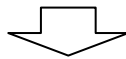
しかし、現在の仕組みでは、横浜市と未契約の市外妊婦健康診査実施医療機関や健診費用が補助券の額面に満たない場合には補助券が使えず、補助券を使えるようにして欲しいなどの要望が300件以上寄せられております。

そこで、それらの声を受け止め、自費（保険適用外）で受診した妊婦健診について助成を受けられることとし、より一層使いやすしい制度とします。

1 今回の変更点

(平成 20 年度)

4,700 円の補助券 5 枚



(平成 21 年度)

4,700 円の補助券 12 枚
12,000 円の補助券 2 枚

寄せられた声

- ☆未契約の市外妊婦健康診査実施医療機関で補助券が使えなかった
- ☆健診費用が補助券の額面に達せず全額自費払いとなってしまった
- ☆3月までに5回分の補助券交付を受けた方で、4月以降に追加となった補助券の交付が間に合わずに全額自費払いとなった

今回の変更点

こうした場合にも、横浜市から自己負担分を払い戻す形で助成することができるようになりました。

2 今後の対応（4月1日以降の妊婦健診について適用）

助成の対象となる要件や手続きなどの詳細は別途ご案内いたします。

4月1日以降、全額自費で妊婦健診を受けた方については、領収書を保管しておいていただくようお願いします。

助成を受けるには？

医療機関の窓口で妊婦健康診査費用をお支払いいただき、領収書を受け取ります。後日、その時の領収書と未使用の補助券等を申請書類に添えて提出いただきます。申請書と添付書類を確認・審査した後、ご本人の口座に入金します。